

東日本大震災被災地における「サポートセンター」による支援とその条件整備
－「サポートセンター3県調査」を踏まえて

○日本福祉大学 平野隆之 (320)

日本福祉大学地域ケア研究推進センター 小木曾早苗 (2883)

研究の背景と目的

東日本大震災が発生して後、被災者の避難所等から仮設住宅への生活の移行が進められる中で、厚生労働省老健局による「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点の設置について」(2011年4月19日通知)が被災者支援策として示され、仮設住宅に入居した要介護高齢者等を対象に専門職種によるサービス提供を行う、介護・福祉サービス拠点の仮設住宅等への設置がねらいとされた。そこには、総合相談機能(ライフサポートアドバイザー(LSA)の配置等)、デイサービス、居宅サービス等(居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等)、配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点、高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペースという例が挙げられた。

また、厚生労働省社会・援護局においては、セーフティネット対策支援事業を活用した生活支援相談員配置に関する事業が示され、仮設住宅等の被災者の相談や見守りの担い手の配置のための予算措置が行われた。主に市町村社会福祉協議会に配置された生活支援相談員は、職を失った被災者の緊急雇用として非専門職の採用が想定された。(これ以外に緊急雇用対策として市町村自治体が雇用し配置された生活援助員も、役割や名称を異にしながら存在する)

本研究の目的の1つは、被災地におけるこれら2つの生活支援の仕組みの連携を含め、サポートセンターの整備と支援の実態、支援の成果を「サポートセンター3県調査」を通して把握することにある。もう1つの目的であるサポートセンターが有効な機能を発揮する上での条件整備の課題を明らかにするため、事例研究として「宮城県サポートセンター支援事務所」と女川町の取り組みを取り上げた。

I. サポートセンターの整備と支援の実態把握 －「サポートセンター3県調査」

1. 3県調査の方法

調査方法としては、岩手県、宮城県、福島県の3県下の市町村における全サポートセンターを対象に、運営団体等に関する内容、事業内容、スタッフに関する内容、支援事例、課題・問題点、行政への要望等を調査項目とした訪問調査を実施した。また、サポートセンターの配置に特徴的な仕組みを持つ自治体においては、必要に応じ市町村担当者に対して別途サポートセンターの運営に関するヒアリング調査を行なった。

なお、本調査研究においては2012年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「震災被災地における要援護者への個別・地域支援の実践的研究」の助成のもとに実施している。

2. 3県の比較に見る特徴

(1) 運営主体とスタッフの専門性

調査対象であるサポートセンターの開設状況(2012年10月1日現在)は、岩手県23ヶ

所、宮城県 60ヶ所（後に統合により 1 減）、福島県 24ヶ所（後に新たに設置 1）の計 107ヶ所となっており、被災した市町村の最も多かった宮城県での開設が進んでいる。サポートセンターの運営主体は県、市町村によって異なっている（図表 1）

図表 1 サポートセンターの設置状況と運営主体 (センター)

	市町村	市町村社会福祉協議会	介護保険事業所	NPO等	合計
岩手県	2 (8.7%)	2 (8.7%)	18 (78.3%)	1 (4.3%)	23 (100%)
宮城県	5 (8.3%)	32 (53.3%)	10 (16.7%)	13 (21.7%)	60 (100%)
福島県	2 (8.3%)	13 (54.2%)	5 (20.8%)	4 (16.7%)	24 (100%)

岩手県は、国がモデルとして示した要介護高齢者を対象とした介護サービス拠点としてのサポートセンターの位置づけが強く、運営を介護保険事業所に委託している件数が全体の 4 分の 3 以上を占めている。対して、宮城県や福島県は社会福祉協議会が運営している件数が最も多い。宮城県では、被災者の見守りと自立支援の拠点という幅広い性格をサポートセンターに求めたという点で、国のモデルとは異なる性格を持つ。福島県では、原発事故により避難先の市町村に設置されている例が 19 センター（76.0%）と多く、浪江町や富岡町のように社会福祉法人や NPO などの運営によっているところもある。

次に、スタッフの雇用と見守り活動について、見ておこう（図表 2、図表 3）。

宮城県では専門職の割合は少ないのに対して、介護保険事業所が運営主体である率の高い岩手県は、スタッフに専門職の占める割合が非常に高い。なお、在宅被災者への高さを除いて見守り活動の実施割合は宮城県と差が見られない。福島県では、介護福祉士を中心に、ヘルパーや看護師といった専門職のスタッフは有するものの、見守り活動として在宅被災者や地域全体を対象としている例はほとんどない。これは避難先の市町村に設置のサポートセンターが多く、仮設住宅への対応が基本となっていることを示している。一般的に、サポートセンターにおける借り上げ住宅や在宅被災者への見守りは必ずしも十分であるとは言えない。

図表 2 スタッフにおける専門職割合（※複数資格を有するものは重複） (名)

専門職	岩手県		宮城県		福島県	
社会福祉士	6	6.1%	14	2.1%	4	1.7%
介護福祉士	33	33.7%	41	6.1%	52	21.8%
看護師	11	11.2%	28	4.1%	22	9.2%
保健師	0	0.0%	9	1.3%	1	0.4%
ヘルパー	19	19.4%	38	5.6%	38	15.9%
その他	24	24.5%	53	7.8%	31	13.0%
スタッフ数	98	21 センター	677	55 センター	239	25 センター

図表3 見守り活動（複数回答あり）

（センター）

	対象	岩手県		宮城県		福島県	
		センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合
		21	100.0%	56	100.0%	25	100.0%
見守り活動	仮設住宅	14	66.7%	35	62.5%	12	48.8%
	内仮設住宅のみ	10	47.6%	23	41.1%	6	24.0%
	借り上げ住宅	6	28.6%	18	32.1%	6	24.0%
	在宅被災者	7	33.3%	13	23.2%	1	4.0%
	地域全体	3	14.3%	7	12.5%	1	4.0%

（2）被災者のスタッフ雇用

宮城県では、新規雇用者の割合は 91.2%であり、内被災者の雇用は全体の 68.2%、新規雇用者中 74.7%となっており、3県で最も高い被災者雇用率となっている。これらは甚大な被害を受けた宮城県において、サポートセンターのスタッフとして積極的に被災者の雇用促進をしたことによるものである。岩手県では、新規雇用率は福島県とほぼ変わらず 51.0%であるものの、新規雇用者のうち半数以上が被災者からの雇用となっている。福島県では、必ずしもスタッフ内での被災者雇用は進んでいないが、これも避難先の市町村に設置されたサポートセンターが多いためと見られる。

復興期に入り、災害公営住宅住民、仮設住宅住民、周辺地域住民を一体的に捉えた被災者支援が必要となるほか、仮設住宅での暮らしが長期化し被災者の抱える問題も難しさを増している。今後被災者を取り巻く状況が変化していく中で、被災者支援に携わるスタッフの研修のあり方についても、より現場実践に即し応用が利く研修内容が望まれる（図表4）。

図表4 スタッフにおける新規雇用者と被災者数

（名）

	岩手県		宮城県		福島県	
	数	割合	数	割合	数	割合
スタッフ数	98		581		203	
新規雇用者数 A	50	51.0%	530	91.2%	99	48.8%
被災者雇用数 B （Aのうち被災者の数）	28	28.6%	396	68.2%	34	16.7%
B/A	—	56.0%	—	74.7%	—	34.3%

（3）地域住民や専門機関との連携

①地域住民等との連携

宮城県では、地域住民や自治会、民生委員と高い割合で連携が取れており、地域との関係を重視していることがわかる。これは、県の設置した「宮城県サポートセンター支援事務所」による「被災者支援従事者研修」において個別支援のみを重視するのではなく、相互関連的でありかつ相互循環的であるべき個別支援と地域支援の交差を意識した研修カリキュラムが行われた成果の1つであるとも言えよう。

岩手県と福島県では、総じて宮城県に比べその連携の低さが目立つ。岩手県では介護保

険事業所が主な運営主体であることが理由として挙げられる。福島県では、民生委員との連携が取れていると答えたのは 4 センター（16.0%）と 2 県に比べて低くなっている。避難先でのサポートセンターが多いことから、民生委員との連携は難しくなっていることが推測される（図表 5）。

②地域包括支援センターとの連携

岩手県では、地域包括支援センターとの連携が取れていると答えたのは 4 センター（17.4%）にとどまっている。介護保険事業所が主な運営主体である割に連携がうまく取れていないのは、サポートセンターと包括との連携の仕組みづくりが脆弱であると言えるかも知れない。福島県の 7 センター（28.0%）と宮城県の 42 センター（76.4%）と、3 県によっても差が見られる。福島県では民生委員との連携が難しいのと同じく、避難先市町村にあるサポートセンターであることが理由として挙げられるであろう。宮城県で連携が高くなっているのは、県や市町村におけるサポートセンターの行政上の位置づけが明確であるからだと言える（図表 5）。

図表 5 地域住民や専門機関との連携

(センター)

	岩手県		宮城県		福島県	
	センター数	割合	センター数	割合	センター数	割合
	23		55		25	
地域住民	5	21.7%	37	67.3%	6	24.0%
自治会	6	26.1%	37	67.3%	8	32.0%
民生委員	8	34.8%	39	70.9%	4	16.0%
地域包括支援センター	4	17.4%	42	76.4%	7	28.0%
その他 (NPO, 大学等)	13	56.5%	45	81.8%	14	56.0%

(4) 具体的な支援の成果

今回の訪問調査では、効果を発揮している活動プログラムやこれまでの支援における成功事例などについてもヒアリングを行なった。これらについて整理すると、おおよそ以下の 5 点にまとめられる。

- ① 仮設入居者との訪問等による関係づくり
訪問活動における様々な工夫や地元言葉による FM 放送など
- ② デイサービス・グループホームとの関連
デイサービスを通じた仮設住民の交流や、子どもとの交流など
- ③ 要援護者等への関わり
認知症の方への対応、他機関との連携による対応など
- ④ サロン等の事業を通じての多様な展開
借り上げ住宅等へのサロンの実施、出身地別サロンの開催、サロンの派生的な展開、他町からの避難者との交流、生きがいづくりなど
- ⑤ 地域との関わり
出前サロンの開催、仮設住宅以外への働きかけ、仮設団地間の交流、仕事づくり、

自治会活動支援など

調査結果を考察すると、個別支援機能の成果と地域支援機能の成果に大別できる。

① 個別支援機能の成果

第1に、個別支援の前提の作業として、訪問活動による支援の名簿作成の取り組みを通じ仮設住宅等入居者の名前や世帯構成などが把握された。本来は行政の協力を得ながら関係機関との連携のもとで試みられる必要があるが、行政への要望でもその点で行政協力が乏しかったことが指摘されている。

第2に、訪問活動を契機として、それまでSOSを出せずにいた人の把握と支援への展開へとつながった。例えば、「40代後半の独居男性が失職したものの、周囲にSOSを出せずに部屋におり、食事も満足に取れていないことがわかった。すぐに食料品の支援を行ない、町やハローワークにつないだ。その後、町の緊急雇用で職を得て、雇用期間後の職のあてもできている。訪問活動と連携がうまくいったケースである」という事例は、その代表的なものである。

第3に、認知症の方への対応をはじめ、要援護者への個別支援の実践なども行われている。岩手県下では、介護保険事業所が運営事業を担っている例が多いことから、介護保険事業とサポートセンター事業との連携をもとに支援している事例が見られる。

② 地域支援機能の成果

第1に、仮設住宅の集会所にとどまらない出前サロンの取組みや、地域における既存のサロン活動との結びつきという地域支援機能である。その関連では、仮設住宅団地間の交流も貴重な取り組み事例であると言える。

第2に、スタッフ主導のサロン活動から地元自治体のサロン活動への移行や、サロン活動から派生した自主運営のサロンへの間接的な支援も含めた、自治会活動の支援である。「チラシづくりや申請の仕方など、住民だけでは難しいものをサポートセンターがお手伝いしている」というのもこれに当たる。

第3は、仕事づくりへの展開である。サロン活動の展開としての手作り製品の販売などは、生きがいづくりの大きな機会となっており、そこに見られる男性の活躍などは、技術の活用、社会的役割への関与、地域自治などへと反映させることができる。新たに暮らしを組み立てる環境においては、サポートセンターが地域に存在する技術や力を発揮できる環境やチャンスを見いだせる仕組みなのかも知れない。

第4は、個々の活動から把握された課題を、市町村行政の仕組みそのものの改善に結び付ける取り組みとしての地域支援の役割が期待される。この点では、「仮設住宅住民からの要望を行政に伝える場合、連絡カードを使用している。これは、カード半分にした片側には要望を、もう片方には、いつ・どの機関の誰がその要望を受け取ったか、改善に向けてどう進んでいく予定か、要望に対する現段階の進捗状況などを書き記すようになっている」とした記録の取り組みが、その条件となる。

(5) 機能強化の課題

今回の調査では、それぞれのサポートセンターの抱える課題や問題点に関連しても、

行政への要望が示され、その点で行政の姿勢や考えが問われていることが浮き彫りになった。

① 個別支援機能強化の課題

第1に、サポートセンターの基盤支援には、その業務上必要となる適切な支援のための情報提供が必要となる。「個人情報の扱いに対して、守秘義務を徹底するという条件のもとであれば、業務上必要な情報は、開示してもいいのではないか」「情報共有と個人情報の扱いに不満。必要な情報がなかなか入ってこない」「住民の最低限の情報が欲しかった」「行政から仮設住宅入居者の名簿の提供がなく、当初の訪問活動は手探り状態だった」と言った声は切実である。

第2に、仮設期から復興期への移行に関する支援を視野に入れることが、機能強化につながる。「業務は『見守り』だからつなぐだけでよいと市からは言われているが、つなぐだけではなく、次のステップに踏み出す過程もサポートセンターで支援できれば」との提起に見られるように、「仮設住宅を退去する方が出始めているが、せっかくできたコミュニティがばらばらになることが危惧される。送り出す方も退去する方も絆を維持したまま次につなげられないか」というサポートセンターの思いがある。

② 地域支援機能強化の課題

第1に、「仮設住宅からの退去者が増えていることにより見守りスタッフを減らすことが考えられると思うが、復興住宅や高台への移転後のコミュニティづくりに、見守りスタッフが培ってきた人脈やノウハウを活用して欲しい」との要望にあるように、これまでのスタッフの成長を踏まえたコミュニティづくりでの活用が期待される。この点は、人材の問題にとどまらず、サポートセンターの拠点機能の活用も機能強化として取り組む必要がある。

第2に、「震災支援に対する知識を得たいが、人・機関がない。研修なのかスーパーバイザーなのか、手だてが欲しい」との要望にあるように、コミュニティづくりのマネージャー的な人材育成が重要となる。この点では「サポートセンターを点在させ、対象エリアをもう少し小さくできるとよかったのでは」との意見に見られるように、計画的な視点でのエリア配置が本来必要であり、その判断のためのマネージャー層の存在が必要である。

第3に、「震災によって以前から地域にあった問題が表面化しているように感じられる。そうした問題に対応しきれているか、この支援の形で良いかわからないので、行政には客観的な形で示してもらえるとありがたい」という意見に見られるように、今後の復興のまちづくりのなかで、サポートセンターの経験を活かし、構造的な対応を協議する場の形成が行政主導として必要になっている。例えば、地域福祉計画などの福祉計画の策定などの機会を活用することも有用と言える。

II. サポートセンターの条件整備に着目した事例研究

1. サポートセンターのサテライト型配置

サポートセンターが自治体に複数配置されていても、運営主体の相違や自治体の仕組みの中で横の連携が確保されないことにより、支援の質のばらつきや偏りが生じ、被災者支

援の地域間格差を生じさせてしまう。その克服を目指しているのが、地域分散型配置のサポートセンターを中央拠点の設置や仕組みにおいて統括しようとする、サテライト型の配置である。

サテライト型の配置を行なっているところは、宮城県下では南三陸町、女川町、岩手県下では山田町である。山田町の場合には、ある医療法人が全体を受託する形で、サテライト型の運営が確保されている。なお、社会福祉協議会組織のなかでのサテライト型となっているものには、宮城県の東松島市、石巻市がある。

サポートセンターによるサテライト型の配置とは異なるが、別の拠点を配置することでカバーしようとする釜石市のような例も見られる。

2. 中間支援組織としての宮城県サポートセンター支援事務所の役割

岩手県や福島県にはない宮城県の特徴的な仕組みとして、「宮城県サポートセンター支援事務所」（以下、支援事務所）の設置が挙げられる。支援事務所は、県が設置し、宮城県社会福祉士会、全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）、宮城県社会福祉協議会、宮城県ケアマネジャー協会、仙台弁護士会、宮城県介護福祉士協会、みやぎ連携復興センター、「ワンファミリー仙台」、「チャイルドラインみやぎ」などの協力・支援を得ながら、宮城県社会福祉士会が運営受託している。

主要事業は、支援者研修、専門家・アドバイザー派遣、地域別支援、みなし・在宅被災者支援、調査研究、サポートセンター連絡会議の開催などで、サポートセンター等従事者への研修、サポートセンターの運営に関する相談・支援、ノウハウ提供、人材派遣、運営参画、あるいは情報収集・データベース化・情報提供等を行っており、県による包括的な支援のシステムがネットワーク化されている。この支援事務所の役割や意義は以下のよう整理できる。

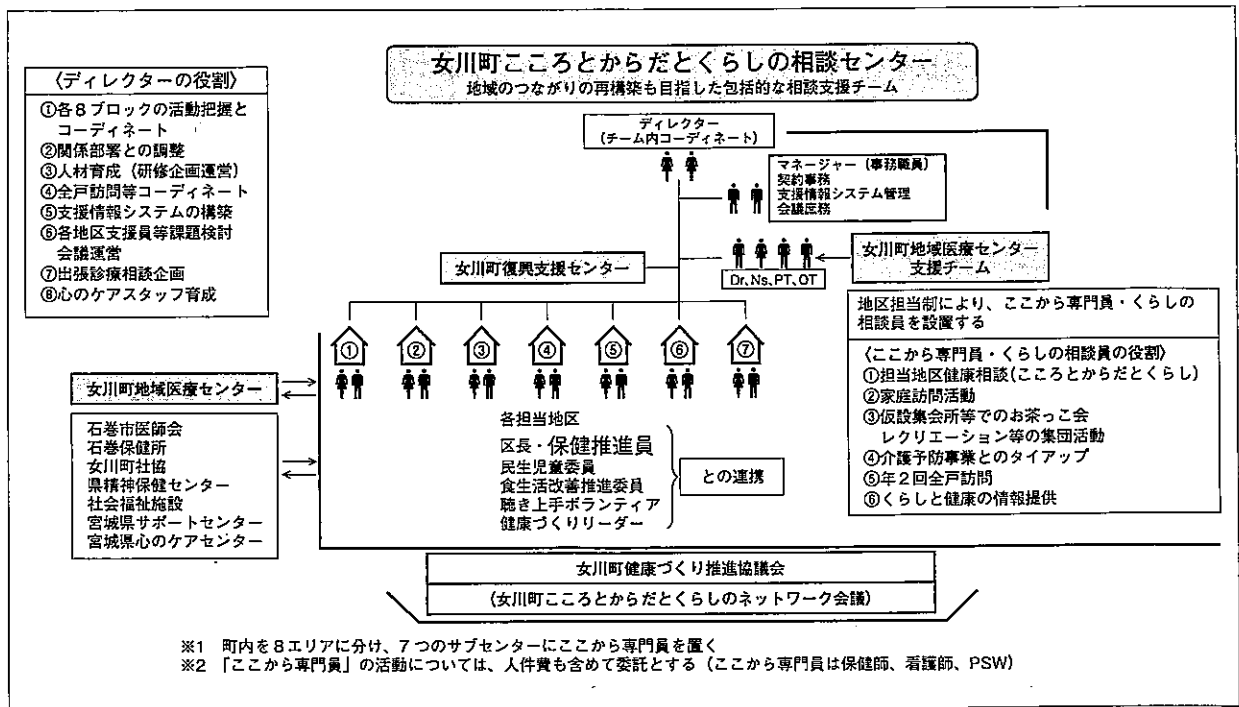
- ① 都道府県レベルでの支援組織の形成により、市町村自治体の支援の仕組みを中間支援することができる。
- ② 市町村社会福祉協議会の生活支援相談員、サポートセンターに配置されるLSA（生活援助員）、市町村自治体が緊急雇用対策として雇用するLSAの3種の支援従事者の支援および研修を、「被災者支援従事者研修」という形で合同で広域的に実施している。立場の違う生活支援相談員と生活援助員の互いの仕事への理解が進み、また事例検討やアセスメント方法の学びの機会だけではなく、支持的な講師の対応や受け止める場の設定などにより「支援員への支援」が行われている。
- ③ その研修が体系化され、現場相談員対象に基礎研修、ステップアップⅠ研修、ステップアップⅡ研修という現場経験期間に応じた研修内容の充実が図られたほか、管理者・マネージャー層を対象にスーパーバイザー研修が整備され、具体的な課題を持ち寄り参加者で検討・討議する場としての研究会も想定された。今年度は、災害公営住宅への移行対策研修や市町村別事例研修会が予定されている。
- ④ サポートセンターの支援の質の向上について、県が一定の責任を負っている。

3. 女川町の「こころとからだとくらしの相談センター」を中心とした仕組み

サポートセンターが被災者支援の機能や役割を果たしうるための条件を県や市町村行政

が整備する上で、女川町に見られる自治体の仕組みづくりに学ぶところは大きい。被災者支援においては、サポートセンターに配置されたLSA（生活援助員）と生活支援相談員の連携が期待され、支援の質の向上という意味での研修の充実などが求められたが、少なからず連携が密に取られていない場合もあり、生活支援相談員が「サポートセンターが何をしているのかわからない」という自治体もある。女川町の7つのサポートセンター（サブセンター）をサテライト型で配置した取り組みは、生活支援相談員も常駐する形で町内全域（石巻市にある仮設住宅団地含む）をカバーしつつ、運営主体の相違を克服する町の仕組みづくりと、県の仕組みづくりにより支えられている（図表6）。

図表6 女川町「こころとからだとくらしの相談センター」による支援の仕組み



（1）女川町のサポートセンターの特徴

女川町のサテライト型サポートセンターの特徴は、次の5点に整理できる。

第1に、被災者のケアを「こころ」と「からだ」と「くらし」に分けず一体的に考えるため、それぞれの役割を分担する「ここから（こころとからだ）専門員（LSA）」と「くらしの相談員（生活支援相談員）」の連携のもとに支援が展開されている。「ちぐはぐな支援にならないため」であり「不調を訴える人を待っている形ではなく日々の変化に気づくためにもサブセンターに常駐で配置したかった」とはディレクターの言葉である。「ここから専門員」と「くらしの相談員」は活動の目的をお互いが共有し確認し合うために、事前に具体的な事例を通してサポートセンターの役割を学ぶ研修を受講しているほか、「被災者支援従事者研修」でも合同で研修を受講している。

第2に、仮設住宅の集会所に7つのサブセンターが置かれて「ここから専門員」と「くらしの相談員」が常駐し、各担当地区の区長や仮設住宅自治会長、保健推進員などと連携しながら各種活動を行っていくことで、地域とのつながりの再構築をも目指している。住

民のこころとからだの相談に応じるのはもちろんのこと、訪問活動やイベントの企画、暮らしと健康に関する情報提供などを行っている。

第3に、サブセンターの運営主体を例えば社協に統一するのではなく、町の再生を目指し復興に取り組む体制の構築に資源として欠かせないという判断のもと、地域に根差して事業展開を行ってきた事業体にも参加を求めた。なお、異なる事業主体による運営の弊害を以下の連携会議等の活用によって克服している。

第4に、情報の共有化と連携を意識した会議を定期的に行うことで、行政、社協、事業者、専門機関との包括的な相談支援体制が生まれている。連携のためには、ディレクターやマネージャーなどが重要な役割を果たしている。「ここからセンター」では、さまざまなミーティングが定期的に行われ、「ここから専門員」と「くらしの相談員」が情報交換や活動に関する相談の場としてそれぞれ月に2回ずつの定例ミーティングを行うほか、月に1回関係機関が集まるエリア会議、各サブセンターの運営を町から受託している事業者同士の受託事業者会議、支援にかかわる関係者全員での全体会議が行われ、女川町全体の課題やよりよい地域づくりを話し合っている。

エリアという横のつながりだけでなく、専門員同士、受託事業者同士といった縦の連携も図り、全体での話し合いの場を設けることで、訪問回数など、エリアによる活動の不等さの解消にもつながっている。

第5に、住民の自主的な活動の促進が意識されていることである。「ここからセンター」のエリア会議に自治会や民生委員が参加したり、ボランティアと造った農園のそばに住民たちがテントを張り、憩いの場を設けたりと、各仮設住宅で住民の主体的な動きが生まれてきている。

(2) 女川町の仕組みづくりの意義

女川町では、自治体－拠点－人材育成が、好循環を描く形で取り組まれている。

- ① サポートセンターの現場から浮かび上がってくる課題を受けとめる装置のひとつとして、自治体での各種福祉計画づくりが挙げられるが、女川町では昨年度高齢者福祉計画を始め6計画が丁寧な住民懇談会により得られた意見も踏まえつつ策定された。サポートセンター機能の継続が盛り込まれており、復興期における地域再編においても、サテライト型のサポート拠点（再編や統合も含め）の配置が選択されようとしている。来年度以降、それら各種福祉計画を束ねる形での新たな地域福祉計画の策定が目指されている。
- ② 復興期に入り災害公営住宅の建設が進められる中、「個別支援」とともに、災害公営住宅、仮設住宅、周辺住宅をも一体的にとらえ「地域支援」を行うサポート拠点機能の発揮が期待されている。
- ③ サポート拠点を基盤とする人材育成も、大きな柱の一つである。「ここから専門員」と「くらしの相談員」は事前に「ここからセンター」の役割を学ぶ研修を受講しており、定例ミーティングや全体会議といった会議の場を通じて、独自の人材育成の方法を確立している。

さらに、これらが各種福祉計画の策定のなかで、好循環をもつように仕組みづくりがなされている。

Ⅲ. 研究結果－3つの示唆

以上の研究から得られた示唆は、次のようなものである。

第1に、サポートセンターの果たす役割には、個別支援とともに地域支援が欠かせない。国がモデルとして示した要介護高齢者を対象とした介護サービス拠点としてのサポートセンターは、地域交流の拠点としてのイメージのみであった。サポートセンター3県調査における具体的な支援の成果で見てきたように、震災後の仮設暮らしが長期化する中、個別支援から地域支援へとという一方向的な広がりだけではなく、地域支援から個別支援を考えるような、あるいは個別支援と地域支援の相互作用が得られるような一体的な展開がなされている。

将来設計や移転先の相違など、仮設住宅住民の個々の関心が仮設での暮らしから次の暮らしに移ってきている中で、仮設住宅自治会の疲弊が少なからず見られるようになっていく。今後、サポートセンターの地域支援機能の一層の充実が望まれる。

第2に、サポートセンターの支援現場から見えてきた課題や成功事例等を受け止め、その経験を活かして構造的な対応を協議する場の形成が、行政主導として必要になっている。サポートセンターの運営は、それを担う運営主体の性格によって異なるのはもちろんだが、サポートセンターを行政上どのように位置づけるかを定め、支援する県や市町村の立場により大きく左右される。サポートセンターが十分に機能するためには、「自治体」によるその仕組みづくりが条件となり、県の支援役割についてもその点にある。宮城県の「宮城県サポートセンター支援事務所」設置の意義は大きく、その包括的な支援のシステムにより、自治体の仕組みづくりをバックアップしている。

第3に、スキルを高めてきたサポートセンターのスタッフ等被災者支援従事者を、個別支援と地域支援を引き続き担う貴重な地元の福祉人材として位置づけ、継続的な雇用に結びつけていくことへの期待である。

サポートセンターの新規採用スタッフや生活支援相談員には、被災者も含めた地元雇用が多い。彼らは、災害時の増大した生活課題を目の前に、支援困難ケースも含めた支援を日々重ねる中で、個別支援と地域支援のスキルを着実に蓄積してきている。しかし、現場の第一線で活動する彼らを支える枠組みは、単年度雇用である点や日常的なOJTなどがまだまだ十分ではない点で、脆弱であると言わざるを得ない。サポートセンター3県調査での行政への要望においても「今後の方向性を示してほしい。仮設住宅がいつまでなのか、サポートセンター事業がいつまでなのか」「サポートセンターが廃止になったとき、スタッフの行き場はどうなるか不安」という意見が寄せられている。

「サポートセンターのスタッフに資格か何かつけられないか。この実務経験がなんらかの形として評価されない、残らないのはもったいない」との言葉に見られるように、彼らの蓄積されたスキルを評価し、継続的な支援へと結びつけるような取り組みが望まれる。